

特定個人情報保護委員会（第66回）議事概要

- 1 日時：平成27年12月14日（月）16：30～17：30
 - 2 場所：特定個人情報保護委員会委員会室（三会堂ビル8階）
 - 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、嶋田委員、手塚委員、加藤委員
其田事務局長、松元総務課長
 - 4 議事の概要
- (1) 議題1：職業安定行政業務に関する事務全項目評価書についての概要説明について

特定個人情報保護委員会議事運営規程第8条の規定に基づき、厚生労働省の職員が会議に出席した。

厚生労働省から、職業安定行政業務に関する事務全項目評価書の概要について説明があった。

手塚委員から、「第53回委員会での概要説明の際に説明のあった、業務システムのインターネットからの分離措置について、現在の対応状況を説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し厚生労働省から、「ハローワークシステムを利用する全拠点において、10月から12月にかけて、業務専用端末とインターネット接続端末の分離措置を実施した。一方で、当該措置により窓口サービス等の低下が生じていることから、インターネットへの情報流出の防止を担保しつつ業務専用端末でインターネットが閲覧できるよう、シンクライアントサーバー方式による対応を検討している」という旨の発言があった。これに対し手塚委員から、「国民に支障が生じないよう取り組んでほしい」という旨の発言があった。

加藤委員から、「第54回委員会で承認した評価書の内容から個人番号を保管するシステムを変更する理由と、それに伴うリスク対策について説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し厚生労働省から、「御指摘の評価書では、個人番号の収集・蓄積を目的としていたため、各業務システムで保管することとしていたが、情報連携を行うためには、個人番号と業務ごとに付されている制度固有番号とを統合的に管理する方が効率的かつセキュリティ対策を講じやすいことから、個人番号管理システムで保管することとした。この変更に伴うリスク対策として、個人番号管理システムにおいては、権限や業務に応じたアクセス制御により目的外の情報連携や業務に必要なデータへのアクセスができないように措置し、本システムで一元的に管理することによりセキュリティレベルを高めている」という旨の発言があった。

阿部委員から、「情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を提供・照会するに当たってのリスク対策を説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し厚生労働省から、「情報提供依頼を受けた際に、中間サーバーの機能により、情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求が

どうかをチェックし、特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わず手動で回答する機能を設けている。ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻及び操作内容を記録し、不適切な操作等を抑止する仕組みとしている。また、システムの運用・保守の作業者が操作する個人番号管理システム及び中間サーバーのシステム管理端末については、生体認証により作業者を限定し、ログイン・ログアウトを実施した作業者、時刻、操作内容及び画面操作を動画で記録することで不適切な操作等を抑止する仕組みを設けている」という旨の発言があった。

嶋田委員から、「各特定個人情報ファイルについて、個人番号を消去するまでの期間と方法について説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し厚生労働省から、「雇用保険ファイル及び求職者支援ファイルには事務処理が10年間発生しなかった場合に、職業紹介ファイルは事務処理が5年間発生しなかった場合等に、助成金ファイルは申請書類等の保管期間である5年を経過した場合に、それぞれ消去する。消去が確定した日の属する年度の翌年度初めに、システムから自動的に削除する」という旨の発言があった。

堀部委員長から、「職員研修の実績及び今後の情報連携に向けた研修計画について説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し厚生労働省から、「本年8月に都道府県労働局の職業安定部長に対して特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインを踏まえた業務遂行の実態把握を指示、11月に職業安定部長会議を開催して慎重な取扱いを指示、12月に研修資料を送付して全職員に対する研修を月内に終了するよう指示等した。また、今後、外部機関との情報連携により新たな業務が発生することから、制度や取扱いについて周知徹底を行うとともに、研修資料による教育・啓発を行う」という旨の発言があった。これに対し堀部委員長から、「どのようにしても必ず人の手による事務があるので、職員教育を徹底してほしい」という旨の発言があった。

(2) 議題2：独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務全項目評価書について

事務局から、特定個人情報保護評価指針に定める「審査の観点」及び「審査の観点における主な考慮事項」に基づき、独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務全項目評価書の特定個人情報保護評価指針への適合性及び妥当性について審査した結果について説明があった。

本評価書について承認され、独立行政法人日本学生支援機構に対し、評価書が承認された旨及び承認後に評価書に記載すべき委員会の審査結果等について通知することとなった。

以上